

サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策
評価制度（SCS 評価制度）
研修実施基準

2026 年 9 月 11 日

SCS 評価制度 制度運営機関

目次

第1章	総則.....	3
1.1	適用.....	3
1.2	用語定義.....	3
1.3	引用基準等.....	3
第2章	研修実施基準.....	3
2.1	研修受講者と受講目的.....	3
2.2	研修シラバス.....	3
2.3	履修内容.....	4
2.4	クラス編成.....	4
2.5	受講者の評価.....	4
2.6	修了試験.....	4
2.7	可否判定.....	5
2.8	受講証明書の有効期間.....	5
2.9	再試験.....	5
2.9.1	再試験の要件.....	5
2.9.2	再試験の実施.....	5
2.9.3	再試験の委託等.....	6
第3章	フォローアップ研修実施基準.....	6
3.1	フォローアップ研修受講者と受講目的.....	6
3.2	フォローアップ研修シラバス.....	6
3.3	フォローアップ研修履修内容.....	6
3.4	フォローアップ研修の受講時期.....	6
3.5	フォローアップ研修受講証明書.....	6
第4章	研修施設及び試験設備.....	7
4.1	研修施設.....	7
4.2	試験設備及び運営体制.....	7
附属書A	ロールモデル及び確認・評価業務に求められるスキル.....	8
附属書B	研修の科目及び履修内容（例）.....	9

第1章 総則

1.1 適用

本基準は、研修事業者が実施する研修の仕様を定める。

1.2 用語定義

本基準で用いる用語の定義は、サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度（SCS評価制度）基本規程（以下「基本規程」という。）に定めるところによる。

1.3 引用基準等

次に掲げる基準・手順は、本基準で引用される限りにおいて、本基準の一部となる。

- ① 研修事業者指定規則
- ② 研修事業者指定基準
- ③ 研修事業者指定手順

第2章 研修実施基準

2.1 研修受講者と受講目的

本研修は、SCSセキュリティ専門家、★3確認従事者、★4評価従事者が確認・評価業務に従事する前に受講する研修である。SCS評価制度の目的を正しく理解するとともに、関係者の役割及び責任、適用範囲、要求事項・評価基準の解釈、証跡の確認、サンプリング、★3における自己評価結果の妥当性及び★4第三者評価における適合性の判断、助言、記録並びに申請手続に関する知識及び技能を習得し、一貫性のある方法で確認・評価業務を実施できる能力を養成することを目的とする。

2.2 研修シラバス

研修事業者は、附属書Aに示す「指定研修を受講し、修了することにより達成される人物像」の育成に必要なシラバスを作成しなければならない。

研修事業者は、SCSセキュリティ専門家、★3確認従事者、★4評価従事者のすべてに対して研修を提供できるようシラバスを作成しなければならない。複数の研修コースを有する場合、「様式第4号 研修シラバス」は、研修コースごとに作成し、制度運営機関に提出しなければならない。

2.3 履修内容

本研修で履修する内容は、附属書A「ロールモデルと確認・評価業務に求められるスキル」に定める「指定研修を受講し、修了することにより達成される人物像」の育成に必要な知識及び技能を習得できるものでなければならない。

附属書B「研修の科目及び履修内容（例）」に記載する演習は、受講者の理解の深化及び実践的な技能の習得のため、実施を推奨する。ただし、当該演習は必須要件とはせず、研修事業者は研修の目的及び実施形態等を踏まえ、その実施の有無及び実施方法を定めることができる。

2.4 クラス編成

研修事業者は、各コースのクラス編成において、研修要員が受講者の状況を適宜確認できるよう、受講者定員を定めなければならない。オンデマンド形式で研修サービスを提供する場合は、この限りではない。

2.5 受講者の評価

研修講師は、受講者の理解度及び受講状況を確認するため、あらかじめ、次に掲げる観察項目を定めた上で、研修を行わなければならない。観察項目は、研修事業者が提供する研修実施形態に応じて必要と思われる内容を選定したうえで、各観察項目における判定方法を定め、評価を行わなければならない。研修事務局は講師による観察等の支援を行う。

① 研修中の活動

各受講者について、質問の的確性、コミュニケーション能力、チーム活動への順応性、貢献度、討議中の発言の貢献度等に関する事項、成果物の妥当性及び表現の明確性に関する事項

② 研修への取り組み姿勢

研修時間中の長時間にわたる離席、遅刻・早退の程度、受講マナーの遵守状況等

研修事業者は、受講態度等から著しく適性に欠けることが懸念される受講者に対し、是正を促さなければならない。特に②については是正を促しても改善されない受講者に対しては、研修講師の判断で修了試験を受講させないことができる。

2.6 修了試験

研修事業者は、附属書Aに定める必要な知識及び技能について理解度を評価するため、修了試験を実施しなければならない。修了試験問題の作成は制度運営機関が行うものとする。

研修事業者は、修了試験問題を機密情報として取り扱うものとし、適切な安全管理措置の下で管理しなければならない。

研修事業者は、受講者に対し修了試験に関する次に掲げる事項を研修申込み受付時から研修当日までの間に説明しなければならない。

- ① 受講者は、研修で使用したテキスト、演習で使用した課題及びその解答例、SCS 評価制度に関する各種資料（インターネット上で公開されている資料を含む。）を参照しながら解答することができる。ただし、検索、要約、翻訳又は解答作成を補助する生成 AI その他の AI サービスを利用してはならない。当該行為は不正行為として取り扱う。
- ② 受講者は、不正行為の防止及び抑止のため、原則として、修了試験中は録音・録画を禁止するとともに、カメラ及びマイクを有効にしなければならない。また、第三者による解答支援を受けてはならない。受講者は、「修了試験の受験は受講者本人であること」を誓約した上で修了試験に臨まなければならない。
- ③ 受講者が研修事業者の指示又は注意に従わない場合には、不正行為とみなされることがある。
- ④ 受講者間の公平性を確保するため、修了試験受験者は、修了試験問題を第三者に公表し、又はこれに類する行為を行ってはならないものとする。
- ⑤ 不正行為が認められた場合、修了試験は不合格とする。

2.7 合否判定

研修事業者は次に掲げる事項を満たす受講者を修了と認定する。

- ① 修了試験の正答率が 70%以上である。

2.8 受講証明書の有効期間

受講証明書の有効期間は、修了試験に合格した日から3年とする。

2.9 再試験

2.9.1 再試験の要件

修了試験に不合格となった者は、不合格の日から起算して1か月を経過するまでは再試験を受けられない。再試験の申込・受験は原則として当該研修実施事業者で行うものとする。再試験は不合格後の受験を通算して5回を限度とし、6回目を受ける場合には研修の再受講を要する。

2.9.2 再試験の実施

再試験の内容及び合否判定は、2.6及び2.7①に定める事項に準じる。

再試験は、研修事業者の定める日程の中から再試験受験者が選択することができる。

研修事業者は、再試験受験料を定め、再試験受験者に請求することができる。

2.9.3 再試験の委託等

研修事業者は、制度運営機関が認めた場合、再試験の実施に関する業務を別の研修事業者に委託することができる。

第3章 フォローアップ研修実施基準

3.1 フォローアップ研修受講者と受講目的

本研修は、研修の修了試験に合格した者を対象とする研修である。

本研修の目的は、SCS評価制度における確認・評価業務を実施するに当たり必要な知識及び技能を維持・向上させることとする。

3.2 フォローアップ研修シラバス

研修事業者は、フォローアップ研修を実施するためのシラバスを作成しなければならない。フォローアップ研修コースのシラバスは、必要に応じて、別途、制度運営機関が研修事業者に作成を求めるものとする。

3.3 フォローアップ研修履修内容

フォローアップ研修の履修内容は、SCS評価制度指定委員会（以下「指定委員会」という。）が審議し、制度運営機関が別途定めるものとする。

3.4 フォローアップ研修の受講時期

修了試験に合格した者は、受講証明書の有効期間が満了する半年前から満了する日の間に研修事業者が実施するフォローアップ研修を受講しなければならない。また、要求事項・評価基準の見直しに伴い、当該者はフォローアップ研修を受講しなければならない。詳細は指定委員会が審議し、制度運営機関が別途定めるものとする。

3.5 フォローアップ研修受講証明書

研修事業者は、フォローアップ研修を受講した者に対してフォローアップ研修受講証明書を発行しなければならない。受講証明書の記載事項は、研修事業者指定基準4.6.2に準ずるものとする。なお、更新される有効期間はフォローアップ研修受講時点で保有している受講証明書の有効期間満了日から3年間とする。

第4章 研修施設及び試験設備

4.1 研修施設

研修事業者は、SCS評価制度研修を実施するに当たり、適切な研修施設を準備しなければならない。オンライン形式で実施する場合は、講義及び演習が外部の騒音その他の要因により妨げられることのない環境を確保しなければならない。また、通信障害発生時に備え、代替通信手段又はバックアップ回線の確保に努めなければならない。なお、状況を鑑みて研修事業者と受講者の相談により代替日による研修の受講等を可能とする。

集合形式で実施する場合は、受講者数に応じた教室を確保するほか、快適な受講環境を維持するため、空調設備、照明設備、音響設備等を整備しなければならない。

研修事業者は、SCS評価制度研修の実施に必要なコンピュータ、ネットワーク環境、表示設備、演習環境その他の機材を整備しなければならない。オンデマンド形式で研修を実施する場合は、事前に研修を適切に実施できる環境であることを確認すること。

4.2 試験設備及び運営体制

研修事業者は次に掲げる事項を満たす試験設備及び試験運営体制を整備しなければならない。

- ① オンライン試験を実施する場合は、受験状況の監督及び不正行為防止のための措置を講じること。
- ② 修了試験問題及び受講者の解答を適切に管理すること。
- ③ 試験実施中の停電、機器故障又は通信障害に備えた対応手順を整備すること。障害対応設備の準備が困難な場合は、受講者と相談の上、日程を振り替えて再受験を認めること。
- ④ 試験実施記録及び受験結果を保存し、適切に安全管理措置を実施すること。

附属書 A ロールモデル及び確認・評価業務に求められるスキル

指定研修を受講し、修了することにより達成される人物像			
近年のセキュリティ動向を踏まえ、SCS 評価制度の背景や目的、要求事項・評価基準を正しく理解している。 客観的かつ一貫性のある判断を行い、その妥当性について、責任者及び従事者それぞれの立場から説明責任を果たしつつ、確認・評価に臨むことができる人物。			
	タスク	必要となる知識	必要となる技能
業務従事前	制度を理解する	・ 制度概要（目的・背景） ・ 制度に関わる者の役割、責任、倫理観 ・ 本制度における規程等の概要 ・ 確認・評価（技術検証を含む）の概要 ・ ★3・★4 要求事項・評価基準の概要 ・ 自己評価結果の記入方法の概要	・ 制度の目的、SCS 評価制度が想定する脅威、要求事項及び評価基準の趣旨の関係を説明できる。 ・ 要求事項及び評価基準について、趣旨及び内容を説明することができる。 <SCS セキュリティ専門家としての技能> ・ 自ら実施計画を立案することができる。 ・ ★3 確認従事者、★4 評価従事者に計画を説明することができる。 ・ ★登録申請事業者に一連のプロセスを説明し、合意を得ることができる。
	確認・評価業務を理解する	・ ★3・★4 自己評価等ガイド、★4 第三者評価ガイド等の読み解き方 ・ 制度の信頼性維持を意識した行動	
業務従事中	確認・評価業務を実行する	・ 要求事項及び評価基準に対する評価手法並びに専門的判断 ・ 適用範囲の妥当性の確認 ・ （★4 評価責任者及び★4 評価従事者の場合）技術検証の概要	・ 登録希望組織の自己評価結果を確認し、当該登録希望組織のセキュリティ対策状況を把握できる。 ・ ★3 確認における自己評価結果の妥当性及び★4 第三者評価における適合性を判断できる。 ・ 確認・評価における判断の根拠を明確に説明できる。 ・ 制度及び★3・★4 の評価スキームの概要を説明することができる。 ・ 判断に迷う事例において、根拠を明らかにした上で、妥当な解釈を行うことができる。 ・ 不足する情報を特定し、情報提供を求めることができる。 ・ ヒアリング、観察等の結果を整理した情報に基づき、安全を優先しつつ合理的な判断を行い、登録希望組織に対し、適切に説明できる。 ・ 登録希望組織の自己評価結果に疑義がある場合には、ヒアリング等により確認できる。 ・ 必要に応じて自己評価結果の修正や改善に向けた助言ができる。 <SCS セキュリティ専門家としての技能> ・ 一連のプロセスに従い、確認・評価のプロセスをリードすることができる。 ・ ★3 確認従事者、★4 評価従事者の誤りを指摘できる。 ・ SCS セキュリティ専門家としての倫理観のもと公平・公正な確認を実施できる。
業務終了後	登録希望組織に対し、申請手続の助言ができる	・ ★3 及び★4 の申請に係る手続の概要	・ 最終的にすべての評価基準について自己評価結果の内容が妥当であると判断した場合、署名を行うことができる。 ・ 登録希望組織の申請に関して助言ができる。

附属書B 研修の科目及び履修内容（例）

1. 【知識】（180 分）

科目及び履修内容		達成目標
1-1	SCS セキュリティ専門家、★3 確認従事者、★4 評価従事者としての業務の理解 業務に従事する前提となる準備、計画の立て方、登録希望組織との間で必要となるコミュニケーションについて理解させる。	SCS セキュリティ専門家、★3 確認従事者、★4 評価従事者として、確認・評価業務に携わる前の基本的事項を理解できる。
	✓ オリエンテーション ✓ 確認・評価業務に従事するに当たって理解しておくべきこと（IPA 動画振り返り） ✓ 確認・評価のプロセス	
1-2	★3・★4 要求事項・評価基準の理解（何を基準として確認・評価するか） 受講者が★3 確認者・★4 評価者として、要求事項・評価基準を参照しながら自己評価結果や技術検証結果報告書を確認し、★3 確認における自己評価結果の妥当性及び★4 第三者評価における適合性の判断に必要な手順を理解させる。	★3・★4 要求事項・評価基準を参照し、★3 確認における自己評価結果の妥当性及び★4 第三者評価における適合性の判断に必要な確認観点を理解できる。
	✓ 要求事項・評価基準の読み解き、評価手法の理解 ✓ 自己評価結果の見方、読み解き ✓ 技術検証レポートの読み解き（★4 の場合）	
1-3	確認・評価の対象と実施ポイント（何を確認するか） 受講者が★3 確認者・★4 評価者として評価対象となる組織・システム・情報の範囲を適切に把握し、★3・★4 要求事項・評価基準に照らして確認すべき対象を整理することを理解させる。	確認・評価の対象となる適用範囲の妥当性を確認できる。必要な確認・評価項目を抽出できる。必要に応じて追加確認ができる。
	✓ 適用範囲の妥当性確認 ✓ ★3・★4 要求事項・評価基準におけるシステム・情報の分類 ✓ 確認・評価項目の抽出	
1-4	評価判断と評価結果の取りまとめ（どう判断し、どう伝えるか） 評価基準に基づく一貫性のある判断方法を理解し、評価結果と改善推奨事項を根拠とともに分かりやすく伝える力を養う。	グレーゾーン事案を含む評価項目について、根拠に基づく合理的な評価判断を行い、評価報告書（仮称）に分かりやすく記載することができる。
	✓ 評価判断の根拠の整理 ✓ グレーゾーン事案における判断の考え方 ✓ 評価結果の記載方法 ✓ 改善推奨事項の整理と説明方法	

2. 【技能】(120 分)

科目及び履修内容		達成目標
2-1	【ケーススタディ①】自己評価結果のレビュー演習 要求事項・評価基準に示されている内容を具体的に確認・評価する際の観点を理解させ、ケーススタディを用いて確認・評価を実践させる。	自己評価結果から評価対象の状況を把握し、要求事項・評価基準との対応関係を整理できる。
	✓ 自己評価結果の読解 ✓ ★3 確認における自己評価結果の妥当性及び★4 第三者評価における適合性の判断 ✓ 不足情報の抽出 ✓ 追加確認事項の整理 ✓ ケーススタディ①に対する講師講評	★3 確認における自己評価結果の妥当性及び★4 第三者評価における適合性の判断、不足情報の抽出及び追加確認事項の整理を行い、その判断理由を説明できる。
2-2	【ケーススタディ②】ヒアリング・評価結果説明演習 確認・評価の結果、判断が困難な場合の対処方法について、以下の観点をケーススタディを通じて実践させる。	判断が難しい事案において、要求事項・評価基準に基づく客観的な評価判断を行い、その根拠を説明できる。確認・評価結果を整理し、登録希望組織に対して分かりやすく説明するとともに、改善に向けた助言を行うことができる。ただし、登録希望組織の具体的なセキュリティ対策の設計・実装を代行又は指示してはならない。
	✓ グレーゾーンにおける評価判断 ✓ 判断根拠の説明 ✓ 確認報告書又は評価報告書の作成 ✓ 評価結果のフィードバック ✓ ケーススタディ②に対する講師講評	

3. 【まとめ】(15 分)

科目及び履修内容		達成目標
3-1	確認・評価業務における注意事項	SCS セキュリティ専門家、★4 評価従事者、★3 確認従事者として機密保持、公平性、客観性及び説明責任を踏まえた行動を実践できる。
	✓ 登録希望組織の機微な情報を取り扱うことを再認識させる。 ✓ 制度に携わる SCS セキュリティ専門家、★3 確認従事者、★4 評価従事者として倫理観をもった行動を意識させる。	

附則（2026 年 9 月 11 日）

- ① この基準は、2026 年 9 月 11 日から施行する。
- ② 本基準の作成に当たっては、次に掲げる文書を参考とした。
 - （ア）プライバシーマーク審査員研修基準（JIP-PMK320、一般財団法人日本情報経済社会推進協会）

改定履歴

日付	改定内容
2026 年 9 月 11 日	施行